課税標準特例該当資産届出書(先端設備等)チェックシート

以下太枠内に確認事項を記入し、本チェックシートを「課税標準特例該当資産届出書」に添付してください。

下記項目について、当てはまる方に〇をつけてください。											
項番	確 認 内 容									確認欄	
1	先端設備等導入計画の申請者が 会社及び資本又は出資を有する 賦課期日(令和5年1月1日)現在において、資本金又は出資の総額が1億円以下です。 法人の場合								はい	いいえ	
	先端設備等導入計画の申請者が 資本又は出資を有しない法人や 個人の場合 賦課期日(令和5年1月1日)現在において、従業員数が1,000人以下です。							はい	いいえ		
2	賦課期日(令和5年1月1日)現在において、「みなし大企業」ではありません。 (「みなし大企業」は課税標準の特例の適用対象外です。) 「みなし大企業」とは、以下のいずれかの法人を言います。 ・同一の大規模法人(資本金1億円を超える法人等)に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人 ・2以上の大規模法人(資本金1億円を超える法人等)に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人									いいえ	
3	課税標準の特例を届け出る資産は下表に該当しますか。										
	資産()種類	機械装置	測定·検査工具	器具備品	建物附属設備	構築物	事業用家屋(※)		1313=	
	取得	価額	160万円以上	30万円	以上	60万円以上	120	万円以上	はい		
	販売開	始時期	10年以内	5年以内	6年以内	14年』	以内	新築	1461	いいえ	
	取得	時期	平成30年6月6日~令和5年3月31			日	令和2年4月30日~令和5年3月31日				
	※事業用家屋は、合計300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得したものに限ります。										
4	「先端設備等導入計画の申請書」記載の先端設備等の取得価額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致していますか。									いいえ	
	【不一致到		等、確認が必要と	判断された場合は、	設備購入時の契約	内書等を追加で提出	していただくこと	があります。			

提出	提出書類の確認リスト(提出前にチェックをお願いします。)							
項番	提出書類	チェック 市使用欄						
1	償却資産申告書·種類別明細書							
2	課税標準特例該当資産届出書							
3	計画申請書(写)							
4	計画認定書(写)							
5	工業会証明書(写)							
6	誓約書(写) ※認定後から賦課期日(令和5年1月1日)までに工業会証明書を取得した場合							
7	リース契約書(写)または見積書(写) ※リース資産である場合							
8	軽減額計算書(写) ※リース資産である場合							
9	チェックシート(当該書類)							

以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

事業者名 担当者名・連絡先